

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1820号

平成18年12月12日火曜日 第1820号

♦	- 目		次 ◇			告	示	
	規		則			特約業者の指定の取消し		
愛媛県県税賦課徴収条					1030	開発行為に関する工事の完了	·	
則の一部を改正する規!	則				.1039			
		_			規	則	_	
· 福田田田宮(今)							_	
發媛県規則第63号 愛媛県県税賦課徴収条	例施行	規則及	び愛媛県核灼	燃料税条例施	:行規則(の一部を改正する規則を次のよう	うに定める。	
平成18年12月12日								, _
愛媛県県税賦課律	収条例	施行規	則及び愛媛リ	晨核燃料税条	例施行:	愛薬 規則の一部を改正する規則	援県知事 加 戸 守	行
(愛媛県県税賦課徴収	条例施	行規則	の一部改正)				
 条 愛媛県県税賦課	徴収条	例施行	f規則(昭和2	9年愛媛県規	則第38 -	号)の一部を次のように改正する	る。	
次の表の改正前の欄	に掲げ	る規定	を同表の改正	E後の欄に掲	げる規	定に下線で示すように改正する。		
	改	正	後			改	正 前	
10号樣式 (第 1 条関	係)					第10号樣式(第1条関係)		
1 省略						1 省略		
2 (通知書兼不足:	金額等糾	内額告	知書)県民税	(利子割、西	記当割	2 (通知書兼不足金額等納	的額告知書)県民税(禾	引子割、配当
及び株式等譲渡所	得割分)) 及び:	ゴルフ場利用	税に係る分		及び株式等譲渡所得割分)	及びゴルフ場利用税は	に係る分
省略						省略		
			<u>100</u>					
不申告加算金						不申告加算金	<u>100</u>	
			<u>100</u>					
	<u>計</u>	<u> </u>						
省略				I		省略		
備考 省略						備考 省略		
3 (通知書兼不足	税額等糾	内額告	知書)県たば	こ税に係るが	ने ने	3 (通知書兼不足税額等納	内額告知書)県たばこ 利	说に係る分
省略						省略		
			<u>100</u>					
不申告加算金						不申告加算金	100	
			100					
	<u>計</u>	<u> </u>						
省略		<u>-</u>				省略		
備考 省略						備考 省略		
4 (通知書兼不足:	金額等糾	内額告	知書)軽油引	取税に係る分	'	4 (通知書兼不足金額等納	的額告知書)軽油引取和	说に係る分
省略						省略		
			100					
					\dashv \mid	不申告加算金	100	

100

	<u>計</u>	
省略		

備考 省略

5 (通知書兼不足税額等納額告知書)自動車取得税に係る分

省略			
		100	
不申告加算金			
		<u>100</u>	
	<u>計</u>		
省略			

備考 省略

6 (加算金額決定通知書兼納額告知書)加算金額のみを決定し た場合の分

省略			
		100	
不申告加算金			
		<u>100</u>	
	<u>計</u>		
省略			

備考 省略

7 (不申告加算金額決定通知書兼納額告知書)不申告加算金額 のみを決定した場合の分

省略				
	円	100	円	
月分		100		
	<u>計</u>			
*******	*********	********	************	***********
		100		
月分		100		
	<u>計</u>			
省略				

備考 省略

第11号樣式(第 1 条関係)(県民税徴収取扱費算定資料報告書) 省略

省略						
	<u>決定</u>	스	1人につき	В	<u>円</u>	
	<u>///.L.</u>		17/1676			

省略		

備考 省略

5 (通知書兼不足税額等納額告知書)自動車取得税に係る分

省略		
不申告加算金	100	
省略		

備考 省略

6 (加算金額決定通知書兼納額告知書)加算金額のみを決定し た場合の分

省略		
不申告加算金	<u>100</u>	
省略		

備考 省略

7 (不申告加算金額決定通知書兼納額告知書)不申告加算金額 のみを決定した場合の分

省略				
月分	円	<u>100</u>	円	
月分		<u>100</u>		
月分		<u>100</u>		
月分		<u>100</u>		
月分		100		
月分		100		
省略				

備考 省略

第11号樣式 (第 1 条関係) (県民税徴収取扱費算定資料報告書) 省略

省略				
納税通知書発付数	<u>通</u>			
特別徴収税額通知書交付数				
<u>計</u>		1通につき60円	円	

納税義務者数	<u>取消し</u>				<u>1人につき 円</u>	
	差引き					
過誤納還	付 金	(件)	<u>円</u>	円	
省略						
地方税法(昭和25 第226号)第321条に 納期前納付に対する	基づく	(件)			
配当割等の還付	等の額	_(_	件)			
合	計					

	月			左のうち延滞金額		
徴収金の払込済額	且			つちに		_ /
	月			滞全		
	月			額		
	<u>計</u>				<u>7</u> <u>100</u>	
過 誤 納 還 付 金		(件)		円	
省略						
地方税法(昭和25年法律 第226号)第321条に基づく 納期前納付に対する報奨金		(件)			
合	計		·		·	

(愛媛県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県核燃料税条例施行規則(平成15年愛媛県規則第69号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正	後			改立	E	前	
様式第2号 (第2条関	係)		様	式第2号 (第2条関	係)			
(その1)				(その1)				
省略				省略				
不申告加算金		100		不申告加算金			100	
	<u>計</u>	100						
省略				省略				
備考 省略				備考 省略				
(その2)				(その2)				
省略				省略				
T + # I T T A		100						
不申告加算金	<u>計</u>	100	小甲舌加算	不申告加算金			<u>100</u>	
省略				省略	•	•		
備考 省略				備考 省略				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第11号様式の改正規定は、同年4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第10号様式及び第2条の規定による改正後の愛媛県核燃料税条例施行規則様式第2号の規定は、平成19年1月1日以後に県税の申告書又は納入申告書の提出期限が到来する県税に係る不申告加算金の通知書兼納額告知書について適用し、同日前にこれらの提出期限が到来した県税に係る不申告加算金の通知書兼納額告知書については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第11号様式の規定は、平成19年度において賦課決定をされた個人の県民 税に係る県民税徴収取扱費算定資料報告書から適用し、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定をされた ものに限る。)に係る県民税徴収取扱費算定資料報告書については、なお従前の例による。

> 告 示

○愛媛県告示第1746号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規 定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成18年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	取 消年月日
第一石油株式会社 代表取締役 菊野 齊敏	八幡浜市沖新田1510番地	平成18年 11月30日

○愛媛県告示第1747号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成18年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建(開)第42号 平成18年12月 1 日	伊予郡松前町大字鶴吉字大町1008番 1	伊予市下吾川504番地 1 池 内 聰 一